

本日、お集まりの皆さまがたにおかれましては、日頃より若者の雇用対策の推進に関しましてご理解、ご協力を賜りますことにこの場をお借りいたしまして、感謝申し上げます。

若年者雇用対策につきまして、若年の雇用に関する現状と若年者雇用促進法、ジョブカードの様式変更点につきまして説明します。

まず、新規大学卒業者の就職状況等については、行政説明等資料 59 ページの下のとおり、ここ数年、就職率につきましては高い水準で推移しています。その要因は、最近の景気回復基調に伴い、企業から求人が多く出されている状況と、中小企業をはじめとした人手不足の状況によるものと考えられます。この先の景気動向にもよりますが、引き続き関係機関と連携し、高い就職率となるよう支援したいと思えます。

次に、本省が実施する若年者雇用対策について紹介します。行政説明等資料 61 ページ下段のとおり、本省では若年者雇用対策として、新規学校卒業者を支援する「新卒応援ハローワーク」と、正社員を目指すフリーターなどを支援する「わかものハローワーク」を設置しています。

大学生に対する支援については、「新卒応援ハローワーク」で実施しており、そこに配置している新卒者の就職支援を専門とする職業相談員のジョブサポータを中心に支援に取り組んでいます。主な支援メニューについては、担当者制によるきめ細かな個別支援、職業適性検査や就職活動に役立つガイダンスやセミナーなどを実施しています。

また、就職後に職場に定着することも重要なことなので、定着に関する支援も実施しています。

「わかものハローワーク」では、フリーターの正社員就職に向けた就職プランの作成やセミナー・グループワーク等の各種支援メニューにより支援を行っています。

次に、「若者雇用促進法」について説明いたします。若者雇用促進法は、正式には「青年の雇用の促進等に関する法律」で、平成 27 年に公布されて以来、これに基づいた支援を実施しています。行政説明等資料 63 ページ下段のとおり、少子化に伴い若年労働力人口が減少する中、次代を担うべき若者が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいを持って仕事に取り組んでいくことができる社会を築くことが、わが国の経済社会の発展を図る観点からも重要な課題となっています。これらを踏まえ、若者雇用促進法がつくられました。

若者雇用促進法は、行政説明等資料 64 ページ下の①から③が主な内容です。まず、職場情報の積極的な提供については 65 ページ上の、新卒段階でのマッチングの向上を図るため、新卒者の募集を行う企業に対し企業規模を問わず、①職場情報について幅広い提供を努力義務化、②求人への応募者又は応募の検討を行っている者から求めがあった場合等、3 類型ごとに一つ以上の情報提供を義務化しました。この情報提供の項目については、65 ページ下に記載しています。

ハローワークにおける求人不受理について、ハローワークには企業から申し込みがあった場合には、求人を受理するという原則があります。新卒対応時のトラブルは、その後の職業生活における段階的な職業能力の啓発に大きく影響を及ぼすことはいまでもありません。このため、一定の労働関係法令違反を繰り返す事業所からは、求人を受理しないということを法律に明記しました。66 ページのとおり、例えば1年間に2回以上、一定の条件を違反して是正勧告を受けた場合には、求人を不受理にするというものなどです。

ユースエール認定制度は67 ページ上のとおり、若者の雇用管理が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度として創設しました。この認定のメリットについては67 ページ下に記載の通り、認定マークが使用可能になり、ハローワークでの重点的なPRや、助成金の加算措置などがあります。認定等に関するご質問等は最寄りのハローワーク、労働局までお願いします。

最後に、ジョブカードの様式改正等について説明します。75 ページです。平成30年4月よりジョブカード様式の見直しと弾力化が行われました。キャリアプランを書きやすくするための記載項目を分節化するとともに、就業経験を有する方向け・学生向けの様式の見直しを行っています。また、各学校において学科や学年に応じて使いやすい様式にジョブカードを編集できるよう、様式の弾力化も行っています。また、学生がジョブカードに取り組みやすくするためにキャリアプラン作成補助シート（以下「本シート」）の配布を始めました。

本日配付しましたジョブカード活用ガイドの4ページ目から、「自己理解にトライ」としてジョブカードを書き始める前に取り組んだほうがよい自己理解のためのワークを掲載してありますが、この内容も本シートに盛り込みました。本シートは、ジョブカード制度総合サイトからもダウンロードができますので、ぜひご活用ください。

次に、学生がジョブカードに取り組む時期については、これまでジョブカードを活用してきた学校等に聞いたところ、入学直後に学ぶことへの動機付けのため、また、就職活動に先立つ時期に自分の強み、アピールポイントを棚卸しするために活用している事例が多いようです。

最後に、ジョブカードの就職活動への活用です。平成30年度より株式会社リクルートキャリア・株式会社マイナビとの共同により、オープンエントリーシート・マイナビスカウトへの登録に先立ち、ジョブカードを使って自己理解を深めることを推奨するリーフレットをリリースしました。こちらは、情報交換会の厚生労働省のブースに配置しますので、お立ち寄りください。